

関ヶ谷市民の森愛護会

第四回定期総会等のお知らせ

平成18年3月7日

「市民の森」についてもっと詳しく！

Q：「市民の森」ってなあ～に？

A：「市民の森」とは、横浜市が30年余りも前に全国に先駆けて考案した、「緑地保存」のための横浜市独自の制度です。

Q：「市の制度」となると条例に基づいているのですか？

A：そうです。昭和48年に公布された「緑の環境をつくり育てる条例」に基づいています。

その第7条によれば、「市長は、緑地等の所有者の同意を得て、保存すべき緑地等を指定し、告示することができる」としています。

こうして指定され、告示された緑地等が「市民の森」と呼ばれるものなのです。

Q：「緑地等」といっても、「市民の森」として指定されるには、所定の条件が必要なのでしょう？

A：勿論です。この制度を具体的に実施する「横浜市市民の森設置事業実施要綱」という規則によれば、

イ. 2ヘクタール（2万㎡）以上の広さの土地であること

ロ. 主に樹林に覆われた良好な自然環境が形成されていること

ハ. 市民の散策や憩いの場として利用可能な区域であること

ニ. 指定期間が原則10年以上に亘ること

などが条件となります。

ですから、市長は「市民の森」を指定したときは、これを市民に開放し利用できるようにするため、「植生や景観を損なわない限度において散策路、休憩所等必要最小限の施設を整備し、その域内に市民の森である旨の標識を設置しなければならない」とされています。

Q：これらの「緑地等」の提供者である所有者には、なんらかのメリットはあるのですか？

A：市としても、これら緑地等を市民に開放する以上良好な状態で維持管理して行かねばなりません、そ

れには所有者の全面的な協力が必要です。その為、市は、所有者に対して、毎年度末に「緑地育成奨励金」等を支給するほか、固定資産税や都市計画税を減免するなどの優遇措置を講じています。

Q：しかし、いくつもの広大な「市民の森」を、市と所有者とで、常時良好な状態に保ち続けるには、労力と費用の面で、大変なことではないですか？

A：そこで「市民の森・愛護会」が登場することになるのです。

先出の「市民の森の実施要綱」によれば、「市長は、市民の森の管理について、地域団体等と管理委託契約を締結し、予算の範囲内で管理委託料を支払うことができる」としています。

勿論、管理を受託する団体側には、「善良な管理者の注意をもって管理にあたらねばならない」との善管義務が課せられることは言うまでもありません。

この管理を受託する団体こそ「市民の森・愛護会」なのです。

Q：緑地保存を目的とする「市民の森」という公の制度を、その恩恵を受ける地域住民で組織された「市民の森・愛護会」に運営してもらおうというなかなか優れたアイデアですね！

A：正にその通りです。

所有者のご厚意とご協力の下に、市当局と地域住民とが一体となって、「緑を育むことにより健康で快

適な生活を増進し、子供達が活力に溢れ情操豊かに育つ（条例前文）」環境を創出して行くことが市当局の狙いであり、愛護会が求める処でもないでしょうか。

私達の「関ヶ谷市民の森」の愛護会規約でも、「本会は、自然に親しみ、緑豊かな憩いの場を市民に提供するために、関ヶ谷市民の森の維持、管理、保全を行うことを目的とする」と謳っています。

Q：では、私達の「愛護会」が市から受託している具体的な業務内容はどのようなものですか？

A：その内容は、委託契約によれば、

- Ⅰ. 清掃および除草等清潔の保持（草刈、間伐、枝打ち、ゴミ拾い等）
- Ⅱ. 火災等の災害防止および利用者の安全の確保（パトロール等）
- Ⅲ. 散策路、広場、ベンチ等の施設の維持管理および軽易な補修工事の施工（クラブ活動等）

に關することとなっています。

Q：最後に、横浜市には、いくつの「市民の森」があるのですか？

A：現時点で、26ヶ所415.8ヘクタールが指定・告示されています。

このうち、「関ヶ谷市民の森」は、25番目の「市民の森」として、平成15年10月26日に告示・開園されたことはご承知の通りです。広さは2.2畝で、下から二番目です。

因みに、金沢区には、関ヶ谷の他に、釜利谷（9.7畝）、称名寺（10.2畝）をあわせて、三つの「市民の森」があります。（宮本）

以下は、平成18年3月4日開催の「第6回定例役員会」での決定事項等です。

[I] 今後の活動予定

3月11日(土)	自主活動日(世話人:鈴木)
26日(日)	公式活動日(作業内容:間伐、炭焼施設等)
4月8日(土)	自主活動日(世話人:鹿谷)
16日(日)	公式活動日(作業内容:間伐、炭焼施設等)
5月13日(土)	自主活動日(世話人:平野)
28日(日)	公式活動日(作業内容:除草、炭焼施設等)
6月10日(土)	自主活動日(世話人:真鍋)
25日(日)	公式活動日(作業内容:除草、炭焼施設等)

[II] 今後のパトロール予定

3月12日(日)	立川 成江	小倉 征子
19日(日)	入部 信寿	吉川 征治
26日(日)	松原 勉	古賀 卓郎
4月2日(日)	橋本 順二	橋本 弘子
9日(日)	戸田 斎	佐野 庄次
16日(日)	大木 通宏	中村 清一
23日(日)	加藤 文明	古賀 卓郎
30日(日)	山口精一郎	飯野 光吉
5月7日(日)	外山カオル	門田 教与
14日(日)	宮本 英利	宮本 久美
21日(日)	鹿谷 元良	吉川 征治
28日(日)	鈴木 勲	惣谷 実
6月4日(日)	真鍋とも子	塩山 裕子
11日(日)	松本 哲朗	梁瀬 勉
18日(日)	日高 清之	澤 邦彦
25日(日)	立川 成江	野路美智恵
7月2日(日)	入部 信寿	松苗 留吉
9日(日)	戸次 鎮治	戸次 明子
16日(日)	池田 陽一	松原 勉
23日(日)	齋藤 和子	小倉 征子
30日(日)	平野 利治	星野 洋

(注) パトロール結果は、必ず、鹿谷副会長に報告して下さい。

[Ⅲ] クラブ活動状況

(1) 炭焼施設の建設状況

かねて外注していた「ドラム缶製炭焼窯」を、3月22日に、引き取れる予定が立ちました。それを俟って、窯の土台造りを開始します。

(2) ホタル復活クラブ

昨年暮、市当局が約束してくれた「水路改修工事」は、1月下旬、順調に実施されました。これにより、

- ① 「いこいの広場」沿いの水路上端の笠石が約30mに亘って撤去され、
- ② 川底の嵩上げとブロック積みにより川底の改良と水位の確保が実現した他、
- ③ 剥離していたセラミックボードの張りなおしが行われました。

なお、施工区間の上流水位をもう一段高める必要があるとの鹿谷副会長のご判断により、セラミックボード付近の水底にも土嚢堰の追加設置を依頼中です。

また、3月10日(金)午前10時から、市当局の臨席のもとに、環境科学研究所の福島博士による上記工事の視察とカワニナ等生物の生息状況調査が現地で実施されず。ご関心の向きは「いこいの広場」にご参集下さい。

(3) 園芸クラブ

1月の公式活動日には、パンジーの移植に効果のあった「堆肥」造りを実施しました。また、冬期中はパンジーの花柄摘みなど花壇の維持管理に努めてきました。

(4) 木工クラブ

引き続き、炭焼施設の建設に協力しています。

[Ⅳ] 第四回定期総会の開催について

当「市民の森」も開園して2年半近く経過し、早くも四回目の年次総会を迎えようとしています。その「第四回定期総会」を、4月23日(日)、下記の要領により開催します。多数のご参加を期待します。

開催日時： 平成18年4月23日(日) 午前11時～午後2時
開催場所： 山の手自治会館(釜利谷西2丁目10-4)

(注) 総会終了後は、簡単な昼食を用意させて戴く予定ですので、後日、往復はがきにより、出席の有無を確認させて戴きます。

[V] 電話連絡網の改訂について

緊急時の連絡網である「電話連絡網」を、平成18年3月6日より、資料1のように改訂します。従来の電話連絡網を廃し、現在使っている資料2のような「書類配布網」との統合を図りました。電話連絡のスピード化とこれら2種類の連絡網の管理の効率化に資するためです。宜しくお願い致します。

[VI] その他

(1) 4月恒例の「たけの子刈り」について

会員の皆様が4月の楽しみにしている「たけの子刈り」については、筍の生育状況を見ながら日を決めたいと思います。4月上旬中に資料1の新たな「電話連絡網」により、ご通知する予定です。

(2) 4月の「公式活動日」について

例月の公式活動日は、第四日曜日とされていますが、平成18年4月の第四日曜日が「第四回定期総会」の開催日と重なりましたので、4月の公式活動日は4月16日(日)の第三日曜日と致しました。宜しくご了承下さい。

(3) 植林活動の再検討について

植林活動の必要性については、平成17年5月29日付の「連絡文17-1号」に掲載の鹿谷レポートにおいて、つとに提案されてきましたが、この程間伐が進捗し植樹場所も整備されて来たことに伴い、来年度下半期の主要活動として取り上げ、樹林管理担当者により具体策を練ることが決定されました。

(参照) 横浜市の「緑の環境をつくり育てる条例」第10条の規定

「市長は、緑の環境をつくり育てるため、市民等に対し、苗木の供給及び
斡旋、奨励金の交付、技術的な助言その他の援助をすることができる。」

(4) 臨時役員会の開催について

「第四回定期総会」へ諮る議案・議題および諸資料を確定するため、4月8日(土)午後7時から、山の手自治会館において、「臨時役員会」が開催されることになりました。宜しくお願い致します。

関ヶ谷市民の森愛護会会長 鈴木 勲

(文責 総務担当 宮本 英利)